

静岡県人事委員会は、職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則12-23

職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除に関する規則（静岡県人事委員会規則12-2）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(免除される場合)</p> <p>第2条 条例第2条第5号の規定により、その職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>風、水、震、火災、その他非常災害により交通が遮断された場合</u></p> <p>(3) <u>風、水、震、火災、その他天災地変により職員の住居が滅失又は破壊された場合</u></p> <p>(4)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>学校教育法による大学の通信教育の課程を履修している者が、その履修に必要な面接授業を受ける場合</u></p> <p>(15) (略)</p> <p>(免除される期間)</p> <p>第3条 前条各号の場合において、その職務に専念する義務を免除される期間は、それぞれその<u>つど必要と認める期間とする。但し、第3号の場合においては、1週間、第14号の場合にあつては、10日間をこえない範囲内でそのつど必要と認める期間とする。</u></p>	<p>(免除される場合)</p> <p>第2条 条例第2条第5号の規定により、その職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地震、水害、火災、その他の災害により交通が遮断された場合</u></p> <p>(3) <u>地震、水害、火災、その他の災害により次のいずれかに該当する場合</u> <u>ア 職員の住居が滅失又は破壊された場合</u> <u>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合</u></p> <p>(4)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学の通信教育の課程を履修している者が、その履修に必要な面接授業を受ける場合</u></p> <p>(15) (略)</p> <p>(免除される期間)</p> <p>第3条 前条各号の場合において、その職務に専念する義務を免除される期間は、それぞれその<u>都度必要と認める期間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第3号に該当する場合 同号に規定する事実があつた日（一の災害において、</u></p>

同号に規定する事実があった日が複数ある場合は、最も早い日) から起算して7日を経過するまでの間において必要と認める期間

(2) 前条第14号に該当する場合 大学の課程における一年間において10日間

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。